

令和6年6月11日

財務大臣 鈴木 俊一 様

埼玉県知事 大野 元裕

社会資本整備予算の安定的な確保等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、県内全域に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風以降も、令和5年6月の大雨により県南東部を中心に4,000棟を超える浸水被害が発生するなど、水災害が激甚化・頻発化している状況にあります。さらには、県民の命や暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れのある首都直下地震の切迫性も高まっております。

こうした背景から、本県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、流域治水対策の加速や道路網の強靱化、災害に強い市街地の形成などに取り組んでいるところであります。

激甚化・頻発化する自然災害への対応という歴史的課題に対して、地域経済・社会活動を停滞させることなく持続的に発展させていくためには、国と本県の連携を更に強化し、国民の生命と財産を守る防災・減災対策及び重要なインフラ機能を確保するための国土強靱化対策を、引き続き強力に推進することが不可欠であります。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 社会資本整備予算の安定的な確保

(1) 現状・課題等

激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。

5か年加速化対策後も、国土強靱化に向けた事業について切れ目無く、継続的・安定的に取り組む必要がある。

(2) 要望事項

① 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含めた社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、県が実施する道路や河川の整備、災害に強い市街地の形成の推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保すること。

② 後継となる国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も切れ目無く継続的・安定的に取り組むことができるよう、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保すること。

2 流域治水対策の強化

(1) 現状・課題等

近年、全国各地で激甚な水災害が毎年のように発生している。本県においても、令和元年東日本台風以降も大雨による被害が多発しており、令和5年6月の大雨では、南東部地域の中川・綾瀬川流域を中心に4,000棟を超える家屋の浸水被害が発生した。

激甚化・頻発化する水災害に備えるためには、堤防整備などの河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を着実に推進する必要がある。

また、「流域治水」の取組の一つとして、「田んぼダム」などの地域で「ためる」対策が注目されており、県内においても行田市で田んぼダムに取り組んでいるところである。このような取組を広げていくためには、恩恵を

受ける流域の自治体が支援（費用負担）する新たな制度の創設が必要である。

(2) 要望事項

- ① 荒川第二・第三調節池事業や「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられている越辺川、都幾川の堤防整備、遊水地などの直轄河川の整備を強力に推進すること。
- ② 「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられている中川から江戸川への放水路整備の早期着手を図ること。
- ③ 「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」をはじめ、流域治水対策の強化に向け、河道の整備やポンプ機能の確保などによる「ながす」対策と調節池や貯留施設の整備などによる「ためる」対策を流域全体で強力に推進するための予算・財源を確保すること。
- ④ 田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）の自治体が支援する新たな制度を創設すること。

3 幹線道路網の強化

(1) 現状・課題等

平常時における安定的な輸送、災害時における救命活動の確保及び地域経済の活性化の観点から、主要幹線道路ネットワークの強化が重要であり、一日も早い整備が必要である。

踏切により発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するために、春日部市及び東武鉄道株式会社と連携して取り組む「東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業」に対する国の重点的な支援が必要である。

(2) 要望事項

- ① 首都圏の広域的な幹線道路ネットワークの強化・充実のため、新大宮上尾道路や東埼玉道路など本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進及び未事業化区間の早期事業化を図ること。
- ② 重要物流道路に指定された国道 254 号和光富士見バイパスの整備や、東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業について、個別補助事業として重点的な支援をすること。

4 就学支援金制度の拡充

(1) 現状・課題等

高等学校の授業料については、就学支援金制度によって一定の年収の世帯まで負担軽減が図られているが、私立高等学校における就学支援金の支給上限額は、年収約 590 万円未満の世帯まで 39 万 6 千円であり、令和 4 年度の全国の私立高等学校の平均授業料額 44 万 5 千円と大きく乖離している。

そのため、授業料が上限額を超える学校に通う世帯の負担や年収がそれ以上の世帯の負担、また施設費等の授業料以外の生徒納付金にかかる負担に対して、各自治体で上乘せ補助などを実施している状況である。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 40 万 3 千円まで授業料の上乗せ補助を実施し、さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、保護者の負担軽減を図っている。

他方で、自治体独自に行われている保護者の負担軽減は、それぞれの財政上の制約から、居住している自治体間で大きな格差が生じており、保護者の負担に大きな差がある不公平な現状となっている。

(2) 要望事項

居住している自治体によって保護者の負担に大きな差が生じているため、自治体の財政状況に起因する不公平が生じることがないように、国が就学支援金制度におけるすべての財源を確保し、責任をもって必要な措置を講じること。

5 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和 4 年 6 月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、令和 4 年 8 月の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、部活動の地域移行を令和 7 年度までに達成することとしていたが、その後、各自治体等の意見を踏まえて策定した令和 4 年 12 月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、

地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定しない方針とした。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は自治体に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像がより不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

(2) 要望事項

- ① 学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。
- ② 学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。
- ③ 家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

6 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進

(1) 現状・課題等

教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。

令和5年8月28日に、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」の中では、教師を取り巻く環境整備について、国においても、その権限と責任に基づき、主体的に取り組む必要があることが言及されている。

同提言においては、「国において、骨太方針2023に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置していくことを目指すべきである。」とされており、文部科学省では公立小・中学校の全校配置について予算化した。さらに、令和6年度

から副校長・教頭マネジメント支援員を配置することになったため、事業を進めていくにあたり、国からの全額補助又は補助率の引き上げを行うことが必要である。

(2) 要望事項

小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）の教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引き上げを行うこと。

7 教育職員における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

教育委員会の9割を占める教育職員について障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。（教育職員以外が18.20%、教育職員が1.13%（令和5年6月1日現在））

障害のある教育職員が勤務するには、障害のある教育職員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要があるが、障害のある教員免許状取得者は極めて少ない現状に鑑み、国として障害のある教員免許状取得者の増加に取り組むとともに、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

(2) 要望事項

【財政措置・制度的措置関係】

- ① 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- ② 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

【教員養成関係】

- ③ 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

【障害者雇用制度関係】

- ④ 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

8 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援

(1) 現状・課題等

国宝・重要文化財等の保存、整備及び調査等は、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施している。

昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。

(2) 要望事項

国宝・重要文化財等の指定文化財及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。